

無機廃液回収要領・注意事項について

環境安全研究管理センター

【要領】

(1) 回収量の報告

- ・各研究室等から各部局の無機廃液管理責任者へ無機廃液回収の分類・量を連絡する。
- ・回収量は各部局の無機廃液管理責任者が取りまとめ、環境安全研究管理センターに E-mail (muki-epc-support@epc.osaka-u.ac.jp) にて連絡する。

(2) 廃液の分類

- ・廃液は次の 9 種類に分類し、所定の容器に入れる A : 強酸系 ($\text{pH} \leq 2.0$) B : 強アルカリ系 ($\text{pH} \geq 12.5$) C : 弱酸系 ($\text{pH} > 2.0$) D : 弱アルカリ系 ($\text{pH} < 12.5$) E : 重金属酸系 (有害) F : 重金属アルカリ系 (有害) G : 重金属酸系 (有害以外) H : 重金属アルカリ系 (有害以外) I : シアン系の 9 種類です。

(3) 回収処理不可能な廃液

- ・水銀、ベリリウム、オスミウム、タリウムが含まれている廃液
- ・固体が析出している廃液
- ・相分離している廃液
- ・沈殿物や浮遊物 (有機溶剤や油等) などの異物が混入されている廃液
- ・有機溶剤類が溶解している廃液
- ・悪臭やガスが発生している廃液

(4) 回収容器 (指定)

- ・シアン系・・・赤色 20 L 2 口ポリタンクとする。
- ・シアン系以外・・・白色 20 L 2 口ポリタンクとする。
- ・赤・白色ポリタンク共に循環使用しています。

注意 1.

【注意事項】

(1) 研究室・実験室

- ・タンクの廃液容量はライン付近に収まっている（18L程度）。
（処理費用はポリタンク1本当りの料金で契約していますので御協力願います。）
※廃液量が多い場合や少量の場合には回収が出来ない場合があります。
- ・タンクは循環使用をしていますので粗雑に扱わない。直接マジック等で書込みは行わない。またシールやテープを貼った場合には搬出時に剥がす。
- ・申込書に所定の事項（部局・専攻・研究室、担当者、連絡先、および内容物（PRTR対象物質情報））を記入の上3部作成する。内1部をビニール袋に入れ容器側面に養生テープ等で上下2カ所を止める。（写真1）
- ・タンクにひび割れ等が無い、キャップはパッキンが入っているかを確認し締める。
- ・タンクが化学反応等により膨張していないことを確認する。
- ・事前に数量等の変更が有る場合には各部局の無機廃液管理責任者に連絡する。
- ・新たに回収を依頼する場合はポリタンクを購入して廃液を入れ、各部局の無機廃液管理責任者にタグを依頼する。
- ・廃試薬は地区一括処理に出すこと。

(2) 移動運搬

- ・基本的に回収場所への持込は、回収の日時迄に申込書2部と共に移動運搬する。
- ・移動運搬等はカゴ台車等を用いて落下防止に十分注意する。
- ・ポリタンクは衝撃等に弱いので粗雑に扱わない。

(3) 回収場所

- ・回収場所では、各部局の無機廃液管理責任者の指示に従い、申込書2部を提出する。
- ・回収の内容物の不備や量の多い場合、少量の場合には回収を拒否する場合がありますのでご注意ください。
- ・廃液の分類・数量の変更が有った場合には各部局の無機廃液管理責任者が環境安全研究管理センターにE-mailで連絡する。



写真1